

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第31号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和28年静岡県規則第72号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(進学準備給付金申請書等)</p> <p>第19条 施行規則第18条の9第1項の申請書は、<u>進学準備給付金申請書</u>（様式第45号）によるものとする。</p> <p>2 法第55条の5第1項の規定により<u>進学準備給付金</u>の支給を決定するときは、<u>進学準備給付金決定調書</u>（様式第45号の2）により行うものとする。</p> <p>3 法第55条の5第1項の規定による<u>進学準備給付金</u>の支給の決定の通知は、<u>進学準備給付金支給（不支給）決定通知書</u>（様式第45号の3）によるものとする。</p> | <p>(進学・就職準備給付金申請書等)</p> <p>第19条 施行規則第18条の9第1項の申請書は、<u>進学・就職準備給付金申請書</u>（様式第45号）によるものとする。</p> <p>2 法第55条の5第1項の規定により<u>進学・就職準備給付金</u>の支給を決定するときは、<u>進学・就職準備給付金決定調書</u>（様式第45号の2）により行うものとする。</p> <p>3 法第55条の5第1項の規定による<u>進学・就職準備給付金</u>の支給の決定の通知は、<u>進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書</u>（様式第45号の3）によるものとする。</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

「住所又は居所

「住所又は居所

様式第44号の2中 を 氏名 に改める。

氏名 」

個人番号 」

様式第44号の3中 「最低給付額」 を 「基礎額」 に改める。

」 」

様式第45号を次のように改める。

年 月 日

進学・就職準備給付金申請書

静岡県 健康福祉センター所長 様

申請者 住所又は居所
(進学する者又は就職する者)
氏名

個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____年 _____月 _____日
- 3 進学・就職する先（大学等名、会社名等）
名称 _____
- 4 進学・就職後の居住地（該当する□にチェックを入れる。）
 進学・就職前の住宅と同じ
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載する。）
居住（予定）地 _____
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 関係書類

(1) 進学の場合

ア 入学手続きに着手していることが確認できる次の(7)から(9)までのいずれかの書類

(7) 入学金を納付したことを証明する書類の写し

(8) 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し

(9) 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し

イ 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

ウ その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

ア 就職する見込みであることが確認できる次の(7)から(9)までのいずれかの書類

- (f) 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
- (g) 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
- (h) その他確実に就職先に就職することを証する書類
- イ 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
- ウ その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限る。）

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も下記に記載してください。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合

(該当する金融機関の種類に○をする。)

支店名 _____ 支店（ゆうちょ銀行を除く。)

記号

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | |
|--|--|--|--|--|

 支店（ゆうちょ銀行のみ記載する。)

預金種類 普通預金 当座預金

(該当する□にチェックを入れる。)

口座番号

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

 (右に詰めて記載する。)

(カ ナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人等が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第45号の2中「進学準備給付金決定調書」を「進学・就職準備給付金決定調書」に、
「進学準備給付金決定欄」を
「進学・就職準備給付金決定欄」に、「進学先」を「進学先又は就職先」に、
「進学後」を「進学後又は就職後」に、「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に改め、「及び支給方法」を削る。

様式第45号の3中「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に、「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に、「支給日及び支給方法」を「及び支給日」に、「支給方法」を「支給日」に改める。

様式第46号の3及び様式第46号の5中 「進学準備給付金」 を 「進学・就職準備給付金」 に改める。

様式第53号中 「進学準備給付金」 を 「進学・就職準備給付金」 に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の生活保護法施行細則の規定及び様式により提出されている申請書は、改正後の生活保護法施行細則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。